

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月28日

支出負担行為担当官

国立感染症研究所総務部長 中野敏昭



1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 国立感染症研究所戸山庁舎蓄電池設備改修工事
- (2) 工事場所 東京都新宿区戸山1-23-1 国立感染症研究所戸山庁舎
- (3) 工事内容 受変電室の操作用直流電源装置、非常照明用直流電源装置、コンピュータ用無停電電源装置の改修を行う。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成31年2月28日まで
- (5) 本工事は、「建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (6) 本工事は、簡易な施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の工事である。
- (7) 本工事は、資料提出、入札等を紙入札方式で行う。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成29・30年度厚生労働省競争参加資格において、関東・甲信越地域の「電気」において「A」または「B」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成15年度以降に、元請として完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）
なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

①直流電源装置又は無停電電源設備装置の新設又は改修工事

- (5) 次に示す事項に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。

(ア) 安全管理（停電時の作業、機材搬入など）に対する技術的所見

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置で

きること。

- (ア) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(イ) 平成15年度以降に上記（4）に掲げる基準を満たす完成・引渡し完了した工事で元請けとしての経験を有する者であること（品質証明員としての経験は除く。）。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合に限る。）ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあつては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

(ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

(エ) 配置予定の監理技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から指名停止を受けていないこと。

- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

- (10) 関東・甲信越地域内に建設業の許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (12) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）③船員保険
④ 国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険

- (13) 厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。

- (14) 競争への参加を希望する者は、別紙1「自己申告書」、別紙2「保険料納付に係る申立書」を平成30年7月13日までに提出すること。

3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点15点（2（5）に関する提案（以下「技術提案」という。）など以下に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。）を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- (ア) 技術提案（簡易な施工計画）に関する事項
- (イ) 企業の技術力に関する事項
- (ウ) 技術者の能力に関する事項
- (エ) 地域精通度・地域貢献度に関する事項
- (オ) ワーク・ライフ・バランスに関する事項
- (カ) 工事信頼度に関する事項

(3) 評価の方法及び落札者の決定

入札参加者の技術提案等による評価項目（評価指標）を評価し、

評価値＝{(標準点＋加算点)／(入札価格)}

の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

- (ア) 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
- (イ) 提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。
また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

(4) 上記(3)において、評価値の最も高い者が2人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒162-8640 東京都新宿区戸山1-23-1
国立感染症研究所総務部会計課施設管理室施設係
電話 03-4582-2638 F A X 03-5285-0747

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、上記(1)へ電子ファイルの受取可能なメールアドレスをF A Xにて登録して下さい。なお、インターネットに接続できない場合は、下記の交付場所でも交付する。

交付期間：平成30年6月28日から平成30年7月13日までの土日祝祭日を除く9時から17時までの間、上記(1)の場所において配布する。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2(2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成30年6月28日（木）9時から平成30年7月13日（金）17時までに持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

提出方法：紙により上記(1)に持参すること。

入札日時：平成30年7月27日（金）10時30分まで。

開札日時：平成30年7月27日（金）11時00分

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

(ア) 入札保証金 免除。

(イ) 契約保証金 免除。ただし、付保割合を10分の3以上とする公共工事履行保証証券による保証証券（かし担保特約を付したのものに限る。）を付すこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記3(3)の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

但し、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とする可能性がある。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格（工事経験を除く）を満たす技術者の配置を求めることがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 技術提案等の内容についてのヒヤリングは原則として行わない。なお、ヒヤリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(13) 詳細は、入札説明書による。